

○長野大学教員資格審査基準

令和5年9月1日

準第4号

第1条 長野大学（以下「本学」という。）の教員が、学生に対し教育・研究指導するうえでの資格審査基準（以下「基準」という。）は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）によるほか、次の基準による。なお、昇任判定基準は別に定めるものとする。

(1) 人格、識見が本学教員として適当であると認められる者

(2) 次の教歴及び業績がある者

資格名	教歴	研究業績	教歴及び研究業績の起算日
		論文	
教授	6年以上	10以上	准教授の資格取得時
准教授	5年以上	8以上	修士の学位取得時
助教		1以上	修士の学位取得時

2 前項以外で特に必要と認める基準がある場合は、各学部等で定めることができる。

第2条 教歴は、本学における教歴のみではなく、本学着任前の教歴を加算することができる。この加算する教歴年数は、長野大学人事委員会規程（平成29年程第30号）に基づく人事委員会（以下「人事委員会」という。）への報告の際、明示するものとする。

第3条 教歴は、大学における教育経験年数であるが、専攻分野について特に優れた研究業績又は経験があるときは、本学採用時にこれを教歴として換算することができる。この換算された教歴年数は、審査結果の人事委員会への報告の際、明示するものとする。

第4条 論文は、原則として単著又は共著の学術論文とする。なお、各資格に求められる論文（教授10、准教授8）の半数以上は、単著論文又は主著者（ファースト・オーサー）若しくは責任著者（コレスポンディング・オーサー）である共著論文でなければならない。

2 著書がある場合には、これを論文として換算することができる。

3 博士論文は、最大、論文3本に換算することができる。

第5条 芸術、体育、外国語コミュニケーション及び情報処理等の教員については、作品、競技成績、経験年数及び技能等により教歴及び研究業績に代えることができ、審査結果の人事委員会への報告の際、教歴対応年数及び対応研究業績を明示するものとする。

第6条 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる実務家等については、その経験年数、技能及び実績をもって教歴及び研究業績に代えることができ、審査結果の人事委員会への報告の際、教歴対応年数及び対応研究業績を明示するものとする。

第7条 本学着任後、特に顕著な業績を上げたものについては、これを教歴及び研究業績に換算することができる。ただし、この場合には学長とあらかじめ協議し、人事委員会の承認を得なければならない。

第8条 教歴及び論文の換算方法については、第1条第2項に基づき、学部別に定めることができる。ただし、この場合には学長とあらかじめ協議し、人事委員会の承認を得なければならない。

第9条 非常勤講師の資格は、専任教員の助教に準じるものとする。ただし、基礎演習や実習科目等、科目の内容に鑑み、各学部で別の基準を定める場合は、学長とあらかじめ協議し、人事委員会の承認を得なければならない。

#### 附 則

- 1 この基準は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 教授、准教授、昇任審査基準に関する細則（平成29年細第1号）は、廃止する。